

御使者口上録（徳山藩毛利家文庫 外礼方60）

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

＊21

移動 ④

徳山を行き交う人々と徳山藩(2)

《島津斉宣の事例》

シートNo.20でも出てきた、薩摩藩主島津斉宣への対応を、徳山にあった記録所の目を通して、具体的に見ていきましょう。参照する資料は、徳山毛利家文庫記録所日記606です。

4月21日、徳山藩の記録所に、島津斉宣が、24日に花岡で休息の後、福川町で宿泊すること、その対応として、先例に基づき、宿泊地へ町奉行が使者として出向くこと、また現地で薩摩藩との取次役も派遣すること、の3点の情報がもたらされました。

これを受けて、翌22日、記録所は当役方に対し、使者の口上書を作成・提出すると共に、関係各所へ対応の指示を出すよう依頼します。この時の口上書は、上の画像のとおりです。斉宣に対しては、道中の無事と領内通過の見舞いを述べ、家臣には、何かあった際には遠慮なく派遣している徳山藩士に申し出るよう伝えていきます。儀礼的かもしれませんが、移動中の薩

摩藩士にとって、少し安心ができたことでしょう。

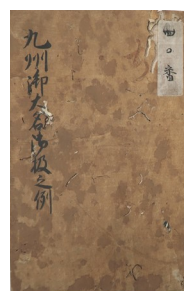
23日は目まぐるしく状況が変化します。

24日が斉宣の福川到着と聞いていたので、当日の取次役の当番であった熊谷四郎左衛門に福川出張が、その代役には、粟屋幸次郎が当たるよう命じられました。また出張する熊谷に随行する人員の差配についても当役方に依頼しています。

そうした最中、斉宣の福川到着は25日に変更との報が入ります。途中の川が増水し渡河できなかったため、予定よりも遅れが生じたようです。そのため、熊谷の福川出張を取り消し、後任には岩崎平三郎が命じられました。

斉宣到着前日の24日も、慌ただしい1日でした。福川への出張予定であった岩崎が体調不良を訴えたため、代わりを玉井右源太へ命じています。

肝心の25日における対応の様子をこの日記からは直接窺えません。しかし、6月3日、薩摩藩家老衆から徳山藩家老衆に



「九州御大名御扱之例」
(徳山毛利家文庫 外礼方52)

九州の諸大名に対する対応を調査した記録です。この記録は、徳山藩の政治の注進にあった「御蔵本」の組織のひとつ「上御用所」に含まれる「外礼方」という、幕府や本家(萩藩)関係、その他諸藩等との関係を司る部署が所蔵していたようです。徳山毛利家文庫には、同じものが3部、時代が異なるものが1部伝存します。

対して、礼状が届いています。その文面から、齊宣は徳山の対応に満足し、何事もなく福川での一夜を過ごし、鹿児島へ旅立ったことがわかります(下図参照)。

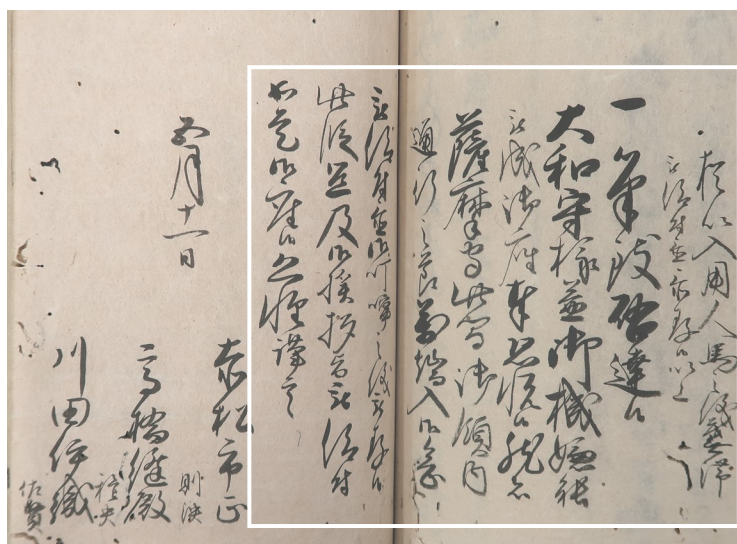
《大名への対応》

ここでは、大名が徳山藩領を通過、休泊する事前の対応について見てみましょう。

「九州御大名御扱之例」(徳山毛利家文庫 外礼方52)は、今回取り上げた文化2年(1805)より前、天明4年(1784)から同8年までの5ヶ年間の記録を探索し、寛政元年(1789)にまとめたものです(表面コラム参照)。ここからは一つの定型があったことが窺えます。列記すると、大名が領内を通過・休泊する前に、①領内の往還筋を

清掃する指示をすること、②領内の「一刀」が先払いをすること、③惣門の下番に中間2人を充てること、④徳山町の検断2人が先払いに出ること、⑤大名の休泊する客屋へ使者と取次役を、通い式台番に「名字持」を、玄関番に中間を、それぞれ差し出すこと、⑥大名の休泊地へ人馬払が先導を兼ねて差し出すこと、の6点です。②の「一刀」の詳細は不明ですが、類似の記録ではこの部分を「地町之役人」とあるので、地方や町方の役人を指すものと考えられます。また④は、徳山町通過時の対応です。大名は山陽道を移動することから、その途中にあって、藩主の居館(居城)のある徳山での対応は、別にあったことが窺えます。

こうした基本的な対応に加え、徳山藩と相手藩との親疎関係を踏まえて、対応が変わっていったようです。



猶以入人馬之儀茂無滞
被仰付置、忝存候、以上、
一筆致啓達候、
大和守様益御機嫌能
被成御座奉恐悦候、然者
薩摩守此間御領内
通行之節、万端入御念
被仰付置、御叮嚀之儀被存候、
此段宣及御挨拶旨被仰付
如是御座候、恐惶謹言、

▲薩摩藩家老衆からの礼状の写。画面にはありませんが、徳山藩家老衆へ宛てたものです。文意は、大和守(毛利広鎮)の安泰を喜び、また薩摩守(島津齊宣)が徳山藩領通過に際しての気遣いに謝意を表したものです。

【表面翻刻】
一、四月廿五日、松平薩摩守様為御下向
福川町御泊二而御通行二付、彼駅江
町奉行岡部伊右衛門出張方御使者兼
被差出候二付、前方御達之御口上書
如左、
松平薩摩守様
今般為御下向路次無御障順々
御旅行可被成珍重奉存候、当表
御通路二付、御旅中御見舞
以使者申上候、
演説
此度御通路二付而、当駅江此者
差出置候間、相応之御用事も
御座候者、無御用捨被仰聞候様
被奉存候、御安否旁各様迄
相伺候様兼而被申付越段御取継江
申述候事、